

2020年度
課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

公募要領

I 概要編
II 別添集

受付期間:2020年3月12日(木)～2020年5月19日(火)正午必着

【ご注意】

1. 本事業は、2020年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承下さい。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
なお、e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度要するとの事ですので、未登録の方はお早めにご登録願います。
3. 持参での受付はいたしませんのでご注意願います。

2020年3月
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

目 次

I 概要編 P 1

1. 事業の目的等
2. 助成事業の概要
3. 助成事業の選定について
4. 採択事業について
5. 申請の手続き等
6. 禁止事項及び不正防止について
7. その他

II 別添集 P25

- (別添1) 技術キーワード(分野別)
(別添2) 専門学術分野キーワード

※交付申請書記入様式を、別途公募のWEBページに公開(Word 版、Excel 版)していますので、
申請書作成にはこちらをご利用下さい。

申請書類作成の流れ

公募要領で本事業を理解し、申請内容を検討



交付申請書の注意書きを参照しながら記入



チェックリストに従って提出物をそろえる



提出、締切:2020年5月19日(火)正午必着

I 概要編

1. 事業の目的等
 - 1-1. 背景及び目的
 - 1-2. 課題解決型福祉用具実用化開発支援事業の応募について
 - 1-3. 事業規模
2. 助成事業の概要
 - 2-1. 事業期間
 - 2-2. 応募要件
 - 2-3. 実証機関及びその他機関の位置づけ
 - 2-4. 助成率及び助成金の額
 - 2-5. 助成対象費用
 - 2-6. 公募及び助成事業のスケジュール
3. 助成事業の選定について
 - 3-1. 選定方法
 - 3-2. 助成対象事業の審査
 - 3-3. 助成金交付申請に対する採否の決定の通知
4. 採択事業について
 - 4-1. 申請内容の公表
 - 4-2. 中間審査・事後評価の実施
 - 4-3. 交付決定の取り消し
 - 4-4. 助成金の支払い
 - 4-5. 取得財産の管理
 - 4-6. 産業財産権の届出
 - 4-7. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて
 - 4-8. 事業期間終了後
5. 申請の手続き等
 - 5-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請
 - 5-2. 助成金交付申請書類
 - 5-3. 申請書の様式
 - 5-4. 申請に関する注意
 - 5-5. 受付期間
 - 5-6. 問い合わせ先及び申請書送付先
6. 禁止事項及び不正防止について
 - 6-1. 本事業内の重複申請
 - 6-2. 重複助成の排除
 - 6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
 - 6-4. 研究活動の不正行為への対応
 - 6-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
7. その他
 - 7-1. 申請情報の管理
 - 7-2. 個人情報について
 - 7-3. 情報公開について
 - 7-4. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)
 - 7-5. 中小企業技術革新制度(SBIR)
 - 7-6. J-Startup
 - 7-7. 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動
 - 7-8. 博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用
 - 7-9. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

2020年度 課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

公募要領

2020年3月9日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」の公募を行います。

本事業はNEDOの「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に則り実施しますが、交付にあたり、交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

なお、本事業は、2020年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

1. 事業の目的等

1-1. 背景及び目的

超高齢社会の急速な進展に伴い、安全で安心した生活を実現していくためには多様な福祉ニーズに対応した福祉用具の研究開発、普及の促進を図ることが強く求められています。このような背景の下、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年五月六日法律第三十八号)」において、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、福祉用具の技術向上に資する実用化研究開発を助成すること、福祉用具に係る情報収集、情報提供その他の援助を行うことが規定されています。

また、「健康・医療戦略(平成25年6月14日関係閣僚申合せ)」において、国民が健やかに生活し、老いることができる社会(健康長寿社会)の実現を目指すことが示されています。加えて、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術・イノベーションの取組に関するタスクフォース事業計画」において掲げられた9プロジェクトのうち、「社会参加アシストシステム」の取組みの一つとして本事業が挙げられ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会で活用又は大会に合わせて実用化していくべき科学技術イノベーションを促進させる制度として指定されています。

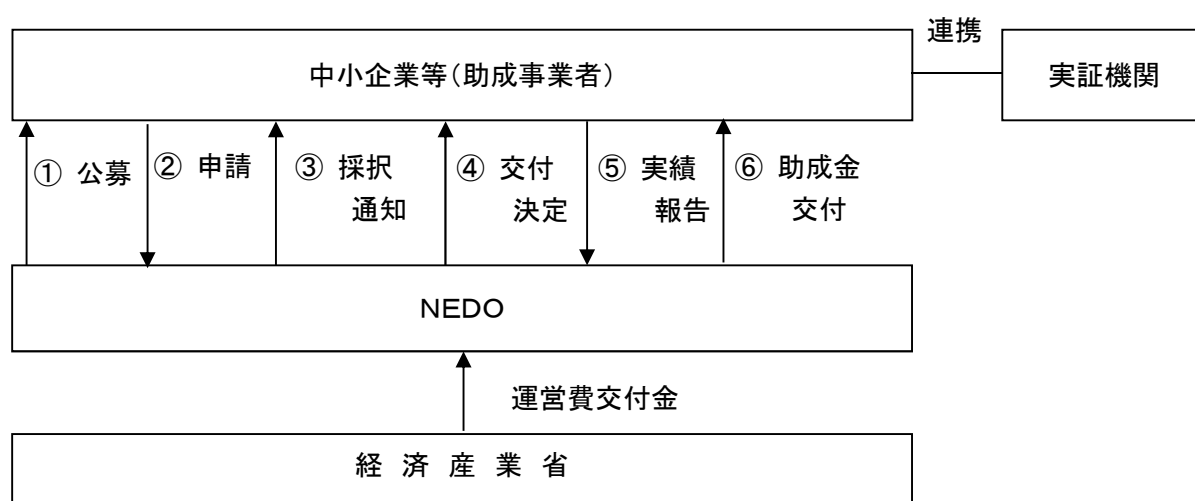
福祉用具は、高齢者や心身障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なる等の理由により、個別用具ごとのマーケットが小さく、多品種少量生産となっています。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めています。また、事業者の多くは中小・ベンチャー企業であり、経営基盤が必ずしも強靱でない中で、研究開発への投資が大きな負担となっています。したがって、中小・ベンチャー企業による福祉用具の実用化を促進し、研究開発におけるイノベーションを推進するためには、中小企業等が行う研究開発時のリスクを軽減する支援を行うことが必要です。

また、昨今、ハンドル形電動車椅子や、介護ベッド用手すりの使用中に重大事故が発生するなど、福祉用具の安全性の確保が求められています。加えて、高齢者、心身障害者に対しては、一層の社会進出機会の創出が期待されています。これらの社会的課題への配慮等についても、今後の研究開発において期待されるところです。

以上の背景から、福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者のQOLを向上することを目的とします。

1-2. 課題解決型福祉用具実用化開発支援事業の応募について

- (1) 助成を希望する中小企業等から、郵送又は特定信書便により助成金交付申請書を提出していただきます。
- (2) NEDOは、外部専門家による審査及びNEDO内の審査を経て採否を決定し、その結果を通知するとともに、採択者の名称等をホームページで公開します。
- (3) 助成事業終了時に、採択された中小企業等(助成事業者)から実績報告書を提出していただきます。
- (4) NEDOは、(3)の実績報告書に基づき精算払いを行うことを原則とします。ただし、概算払いの必要があると認められる場合は、証拠書類により支払い実績が確認できる費用について概算払いを行います。
- (5) 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。



※なお、本助成事業においては、開発体制に実証機関を含み、助成事業者が実証機関と連携して実際のユーザーを対象にした実証試験を行うことが必須の要件です。

1-3. 事業規模

2020年度の事業規模: 合計0.9億円

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

2. 助成事業の概要

2-1. 事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から3年度以内とし、最長で2023年3月までの期間において任意に設定可能です(原則、1年度単位)。

終了予定年月日については、当該終了予定月の20日までとしてください(土日祝日の場合には翌営業日としてください)。

なお、事業開始は、2020年8月上旬を予定しています。

2-2. 応募要件

(1) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- ① 研究開発の対象となる機器が「福祉用具」*であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を有していること。
- ② その事業が、利用者ニーズに適合し、技術開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。
- ③ その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、更にユーザーからみて経済性に優れているものであること。
- ④ 福祉用具に対する利用者ニーズを的確に反映し、速やかな実用化導入とするため、介護・福祉施設等のユーザー等との協力体制の下で行っていること。
- ⑤ その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

*「福祉用具」の定義:「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう(福祉用具法 第2条より)。

(2) 助成対象事業者

助成事業者(法人格を有する者に限る)は、申請者及び連名申請者とも、次の①～⑦の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 日本に登録されている民間企業等であって、当該助成事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
(注) 日本国内の法人格を有する者が助成事業者となる別の法人を設立する場合には、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う交付決定の時までに助成事業者が日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。
- ② 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 助成事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 当該助成事業者が遂行する助成事業が、本事業の目的を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- ⑥ 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑦ 以下の(ア)、(イ)のいずれかの要件を満たす者であること。なお、資本金基準及び従業員基

準は、申請者（連結ではなく、単体）が、申請書提出日において、下記の基準を満たしていること。

（ア）中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者（注1）に該当する法人であること。

（イ）以下の i）又は ii）のいずれかに該当する「中小企業者」としての組合等

i）産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等（技術研究組合等を含む）。

ii）i）のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。

（注1）本事業において、「中小企業者」とは以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすものをいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。

（注2）本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業*の所有に属している企業
 - ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業*の所有に属している企業
 - ・ 大企業*の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- *本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。
ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（注3）上記の要件を満たす申請を助成対象とし、連名申請も助成対象となります。その場合、助成対象費用の50%以上の経費を代表申請者が計上する必要があるとともに、申請書

において、研究開発及び事業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。
本助成事業では、大企業についてはいかなる申請者としても参画はできません。また、NP
O法人等企業化能力のない者の申請は公募の対象とはしませんので御注意ください。

(参考)会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

(3)助成対象となる開発体制

本助成事業においては、開発体制に実証機関を含み、助成事業者が実証機関と連携して実際のユーザーを対象にした実証試験を行うことが必須の要件です。実証試験は、助成事業者単独でなく、実証機関との協力体制の下で実施することとします。

実証機関とは、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等で、開発する福祉用具のニーズを把握し、実証試験を行える体制を有しているなど、助成事業者との連携により、事業者単独では成し得ない実用的な機器開発へ貢献する役割を担うものです。

実証機関として参画する機関は、次の①・②の全ての要件を満たすことが必要です。複数の実証機関が参画することも可能です。

- ① 日本国内の公的機関または法人登記された機関であること。
- ② 助成事業者と連携し、実証試験を実施する能力を有すること。

2-3. 実証機関及びその他機関の位置づけ

実証機関並びにその他の共同研究先及び協力機関は、以下の(1)～(4)に位置づけます。

中小企業等		
	連携	
	共同研究先	協力機関
実証機関	(1)	(2)
実証機関以外	(3)	(4)

実証機関は、(1)又は(2)の位置づけとし、開発体制として必須の要件です。実証機関以外の(3)及び(4)は、任意に設定が可能です。それぞれの詳細は以下の通りです。

なお、共同研究契約に基づき共同研究を行う場合のみ、共同研究費の計上が認められます。

(1)実証機関(共同研究先)

実証機関と実証実験の実施に関する契約(共同研究契約)を締結する場合、共同研究先と位置づけ、共同研究契約に基づき実証試験を行うことが可能です。

(2)実証機関(協力機関)

実証機関を共同研究先と位置づけない場合または位置づけられない場合、協力機関と位置づけます。

(3) 共同研究先(実証機関を除く)

実証機関を除き、助成事業の一部を共同で実施するための契約(共同研究契約)に基づき研究開発を行う場合、共同研究先と位置づけることができます。

(4) 協力機関(実証機関を除く)

実証機関を除き、共同研究先と位置づけない機関または位置付けられない機関が協力体制にある場合、協力機関と位置づけます。

2-4. 助成率及び助成金の額

(1) 助成率は、次のとおりとします。

助成率: 2/3以内

※ただし、発行済株式の総額又は出資の総額の「2分の1以上が同一の大企業の所有に属する」又は「3分の2以上が複数の大企業の所有に属する」事業者については1/2以内

(2) 助成金の額は、次のとおりとします。

助成金の額: 1年度における助成金の額は2千万円以内とします。※1助成対象事業当たり
(1件あたり最長3年度で6千万円以内)

(注) 申請いただきました必要経費については個別に精査し、審査を行います。

2-5. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、本助成事業で実施する技術開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(この事業以外にも使用するものは助成対象外です)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

なお、本事業の助成金を交付される事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という。)に関する経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を申請書に記載して提出して下さい。本活動に係る支出の可否の判断については、技術開発活動自体への影響等も勘案して行います。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告して下さい。

費目ごとの内容は次のとおりです。

I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費。

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状を回復する場合)に必要な経費。

※建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

Ⅱ. 労務費

1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1. 研究員費に含まれるものを除く)。

※労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定して下さい。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照下さい。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

Ⅲ. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者が、本助成事業の実施に専用として必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア等の請負外注に係る経費。

※外注については、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるように交付申請書に記載してください。研究開発要素がある業務を外注することはできません。また、必要に応じて、外注先や研究員へのヒアリングを行うことがあります。

4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等。

Ⅳ. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき国内の共同研究先(申請者以外の機関)が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行う。

① 共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書に記載していただくことが必要です。

② 交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。

③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の a)～c)にご留意ください。

a) 助成事業者の従業員を当該共同研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。

b) 共同研究機関が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に限り使用する」旨の文言を共同研究契約書に挿入して下さい。

c) 共同研究機関において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。

④ 共同研究契約を締結するにあたり、以下の a)～e)にご留意ください。

a) 共同研究費で購入した設備の取扱いについては、共同研究契約書に「当該設備の耐用年数の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を記載くださ

い。

- b) 共同研究先に支払った費用について、助成事業者が把握できるように共同研究契約書に「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合はこれに応じなければならない。」旨の文言を記載ください。
- c) 助成事業者は、共同研究契約時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究先から積算内訳(支出計画)を入手してください。
- d) 共同研究契約の締結は、交付決定日以降とし、期間は助成事業期間内とします。
- e) 共同研究先について、必ず経費発生調書(又は、決算報告書・収支報告書)及び成果報告書の提出を求めてください。

(注1)事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先(実証機関等)からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、原則、無償にて実施するものとします。

2-6. 公募スケジュール

公募期間 : 2020年3月12日(木)～2020年5月19日(火)正午

審査期間 : 5月下旬～7月下旬

7月上旬頃にヒアリング(プレゼンテーション)審査を実施する場合があります。

交付決定 : 7月下旬

3. 助成事業の選定について

3-1. 選定方法

NEDOは、(1)外部専門家による審査;①一次審査(外部専門家による書面審査等)の評価上位者に対し、②二次審査(外部専門家による審査委員会等)を行い、その後(2)契約・助成審査委員会を経て、助成する事業を選定し採択します。また、助成事業者の技術開発体制が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます。なお、選定に際して(1)②二次審査(外部専門家による審査委員会等)においては、事業者から申請内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

(1)外部専門家による審査①一次審査及び②二次審査

外部専門家が、評価項目(「3-2. 助成対象事業の審査」参照)に従って書面及び審査委員会等において技術評価及び事業化評価等を行います。また、公募期間中に評価者候補の所属及び氏名を、NEDOのホームページ上に公開します。

応募する事業案件に関して、評価者候補を含め公正な評価が保証されないと申請者が判断する利害関係者(利害関係者の定義参照)がいる場合は、提出書類等の「添付資料5 利害関係者一覧」にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者の定義

1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程(平成30年度規程第10号)(以下「規程」という。)第25条及び第34条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

(2)契約・助成審査委員会

NEDOの役職員で構成する契約・助成審査委員会で、採択候補の案を審議し、採択する案件を決定します。

採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

その他の事項

- a. 評価者が申請案件と利害関係があるとNEDOが判断した場合、当該案件についての評価者(委員)の評価は除外します。
- b. 評価及び審査は非公開で行われ、選定に係わるお問い合わせには応じられませんので、ご了承下さい。
- c. 評価者への個別説明等の活動を行った場合は審査対象からの除外、交付決定の取り消し等所要の措置を講じます。

3-2. 助成対象事業の審査

助成対象事業の採択に際しては、次の視点から審査します。

① 事業の要件及び事業者の要件に関する審査

「2-2. 応募要件」、「2-3. 実証機関及びその他の機関の位置づけ」及び「6. 禁止事項及び不正防止について」に記載されている要件に適合しているかを審査します。本要件に適合しないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。共同研究先や協力機関等、各機関間の合意を踏まえて申請してください。

② 技術、事業化及び重点課題に関する審査の基準

提案された技術開発テーマについて、以下の i)～iii) の項目に関して審査します。

i) 技術に関する評価項目

項目	審査基準
基となる技術開発の有無	・提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	・新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	・申請者が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用(助成金の使用計画)が適切であり、費用対効果(助成金額と得られる事業化効果など)が高く、助成規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	・予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

ii) 事業化に関する評価項目

項目	審査基準
新規市場創出効果	・当該研究成果が広汎な製品・サービスへ利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。実証機関との連携によりユーザーニーズが反映された成果が期待できること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	・技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制(金融機関等(ベンチャーキャピタル等)や採用予定先(取引先)等との連携等)となっていること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後概ね3年以内に実用化が達成される可能

	性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。
--	---

iii) 重点課題に関する評価項目(下記以外のテーマも申請可能)

項目	審査基準
機能性とデザイン性を兼ね備えた福祉用具の技術開発	・開発する製品が、多世代が使いたいと思うデザインである等、機能性とデザイン性の両立により、ユーザーが求める経験・価値を実現・向上し、使用時に充足感を与えること。
安全性が確保された福祉用具の技術開発	・開発する製品について、ユーザーが使用した際に起こりうる事故を未然に防止するため、実証実験等により製品の安全性の向上に資する計画となっていること。
海外展開を見据えた福祉用具の技術開発	・開発する製品について、海外の市場動向を把握し、将来製品化された際に販路開拓のターゲットとなる海外の国・地域を見据えた計画であること。
重度の障害を持つ人を支援するための福祉用具の技術開発	・開発する製品について、重度の障害(例えば、ALS、パーキンソン病などに類似した障害)を持つ人を支援し、使用した人の QOL を向上させる特徴を有していること。

③助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i) 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。

ア. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。

イ. 助成事業の方法、内容等が優れていること。

ウ. 助成事業の経済性が優れていること。

ii) 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

ア. 関連分野における事業の実績を有していること。

イ. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。

ウ. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。

エ. 経営基盤が確立していること。

オ. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

3-3. 助成金交付申請に対する採否の決定の通知

- ・ 採否結果の通知時期は、2020年7月下旬を予定しています。
- ・ 審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。前述の条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行ったのち、7月下旬を目途に、NEDOから申請者に交付決定通知を発出します。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。
- ・ 不採択の場合も、評価コメントを添えて、その旨後日通知します。

4. 採択事業について

4-1. 申請内容の公表

採択された事業にあつては、助成事業者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。

4-2. 中間審査・事後評価の実施

本事業は最長で3年度の計画とすることが可能となっておりますが、事業期間内において中間審査等を複数回行います。そのため、採択された場合、交付決定は2年度以内で行い、外部専門家による中間審査委員会等において実施状況等の中間審査を行います。審査の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、次年度以降の計画に変更が生じる場合又は研究開発の縮小・中止となる場合もありますのでご注意ください。また、事業終了後、実用化に向けたその後の取組みを評価する事後評価を実施します。

4-3. 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

また、助成金の交付にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規定に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがあります。

4-4. 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、証拠書類により支払い実績が確認できる費用について概算払いを行います。

4-5. 取得財産の管理

- (1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分（目的外使用）することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- (2) NEDOでは、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います（詳細は以下URLを参照して下さい）。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

(3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳: 新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認して下さい。

4-6. 産業財産権の届出書

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

4-7. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

- (1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をして下さい。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。
- (2) 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- (3) 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めて下さい。
- (4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示して下さい。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【発表前又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

4-8. 事業期間終了後

(1) 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。

(2) 事業期間終了後の収益納付について、下記に留意して下さい。

- ① 企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。
- ② 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
- ③ 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。
- ④ 収益額が少額な場合(収益納付期間単年度換算した助成金確定額の1%未満)は、収益納付対象外とします。また、助成事業者の経常収支が赤字となる場合は、NEDOは納付について猶予する場合があります。

納付額の算出式

納付額 = ①助成事業に係る当該年度収益額 × ②助成金寄与度

ただし、

① 助成事業に係る当該年度収益

……損益計算書(P/L)上の営業利益 × (助成事業対象部分売上÷売上高)

② 助成金寄与度 = 助成金確定額の 1/5 ÷ 各年度に要したコスト

(助成寄与度＝助成金確定額／助成対象費用の考え方も可)

詳細は下記の「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルをご覧ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

5. 申請の手続き等

5-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請

(1) 府省共通研究管理システム(e-Rad)への登録

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※)への申請手続きと、NEDOへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意下さい。

(※)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照して下さい。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-066-877(ナビダイヤル)、03-6631-0622(直通)
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(2) 手続きの概略

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③～④の手続きは必要です)。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトから研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行って下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

② 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得して下さい

③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷して下さい(この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります)。

④ 応募情報の確認と登録

「応募(入力内容の確認)」画面で応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから、「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「この内容で提出」ボタンをクリックしないとe-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・ 申請書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡して下さい。
- ・ 複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ所属研究機関及び研究代表者をご登録ください。登録後、研究代表者から応募情報の申請・提出を行ってください(実証機関、共同研究先、協力機関は必要ありません)。

5-2. 助成金交付申請書類

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて下記の助成金交付申請書一式をNEDOに提出して下さい。

【提出書類】

- ・ 助成金交付申請書 正本1部(片面印刷)
- ・ 助成金交付申請書 副本10部(両面印刷)
- ・ CD-R
助成金交付申請書 副本をPDFファイル化したもの(ファイル名:「代表申請者名.pdf」(PDFファイル))及び必要事項を記入した情報項目ファイル(ファイル名:「代表申請者名.xlsx」(Excelファイル))を保存したもの
- ・ 宛先を明記した返送用封筒(84円切手を貼付のこと)

申請書類は、添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに縦2穴パンチの上、左上をダブルクリップでとめて下さい(ステープラー等で綴じたり、製本したりしないで下さい)。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却しません。

【申請書類送付先】

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 申請窓口 宛

TEL:044-520-5175

5-3. 申請書の様式

助成金交付申請書等は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。

©2020年度 公募要領【PDF】

- ◎2020年度 情報項目ファイル【Excel】
- ◎2020年度 助成金交付申請書1【Word】
- ◎2020年度 助成金交付申請書2【Excel】
- ◎参考資料 主任研究者研究経歴書【Word】

5-4. 申請に関する注意

- (1) 同一事業者が異なるテーマについて複数の応募をすることは可能ですが、採択されるテーマ数について制限させていただくことがあります。
- (2) 申請書は日本語で作成して下さい。また、採択された場合の事業実施にあたっては、助成事業者が作成する書面は日本語で作成していただきます。

5-5. 受付期間

申請書の受付期間は次のとおりです。

2020年3月12日(木)から2020年5月19日(火)正午までに、
郵送又は特定信書便で到着したものに限り(必着)

※ご参考: 特定信書便について

<https://www.soumu.go.jp/yusei/shinshobin.html>

持参での受付は行いません。また、受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりませんのでご注意ください。なお、「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」申請書受理確認書を返送しますので、宛先を明記し84円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入して下さい。様式に記載されている項目の変更はしないで下さい。

e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

5-6. 問い合わせ先及び申請書送付先

(1) 申請に関する問い合わせ先及び申請書送付先

問い合わせ先・申請書送付先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
イノベーション推進部 プラットフォームグループ 福祉用具実用化開発支援事業 担当
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20階
TEL: 044-520-5175
FAX: 044-520-5178
メールアドレス: fukushi@nedo.go.jp
(電話による受付時間は、平日: 9時00分～12時00分、13時00分～17時15分です。)

(2) 申請に関する相談

申請に関する相談は、NEDOイノベーション推進部 プラットフォームグループ以外にも以下の場所において実施しています(関西支部では、申請書の“受付”はいたしません)。

問い合わせ先

NEDO 関西支部 事業管理グループ
〒530-0011
大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 9F
TEL: 06-4965-2130

6. 禁止事項及び不正防止について

6-1. 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは可能です。

6-2. 重複助成の排除

「申請者」、「連名申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります)。

(※1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関しては、「5. 申請の手続き等」を参照して下さい。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)(※2)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)(※3)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行って下さい。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1)本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います)。
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2)「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の助成に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにして下さい。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※2 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照下さい

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyou.pdf

※3 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧下さい

NEDOホームページ <https://www.nedo.go.jp/content/100891062.pdf>

6-4. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※4））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※5））に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（1）本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

（2）過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めて下さい。

※4 研究不正指針についてはこちらをご参照下さい

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf

※5 研究不正機構達についてはこちらをご参照下さい

NEDOホームページ <https://www.nedo.go.jp/content/100891152.pdf>

6-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

通知先

NEDO リスク管理統括部(公正対策室)

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL:044-520-5131

FAX:044-520-5133

メールアドレス helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分です。)

7. その他

7-1. 申請情報の管理

(1) 提出物の管理

提出された申請書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部専門家に提出書類等を郵送等にて送付し、審査終了後は、NEDOが回収します。申請者に対し提出物の返却はいたしません。

(2) 申請情報の公表

採択された事業にあつては、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。

不採択の場合は、申請者の企業名及び助成事業の名称を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称等を知らせることがあります。

7-2. 個人情報について

提出物等により取得した個人情報の取扱いは以下のとおりとします。

- (1) 審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- (2) 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- (3) NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- (4) 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (5) 上記の利用目的以外で利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

7-3. 情報公開について

e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7-4. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- (1) 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

(2) 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(3) 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(4) 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

* 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）

* 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

* 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

7-5. 中小企業技術革新制度（SBIR）

本助成事業は、中小企業技術革新制度（SBIR）において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、各種の支援措置の特例を受けることができます。

詳細については、次のホームページをご参照ください。

<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html>

7-6. J-Startup

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」にて示された J-Startup において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定される企業に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

7-7. 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（競争的資金/研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等において、本実施方針に定める諸手続きを行った上で、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報

告することになります。

7-8. 博士課程後期(学生)の RA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期(学生)の RA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

7-9. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

2020年度
課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

＜Ⅱ 別添集＞

(別添1)技術キーワード(分野別)

(別添2)専門学術分野キーワード

技術キーワード(分野別)

【1. ライフサイエンス】	
1010	アミノ酸、ペプチド
1020	蛋白質、膜蛋白質、プロテオーム、プロテオミクス、蛋白質相互作用
1030	糖、糖鎖、レクチン
1040	その他生体物質(アルカロイド、ヘム等)
1050	核酸、DNA、RNA、ゲノム、SNP、エピジェネティクス、遺伝子
1060	機能性核酸(RNAi、siRNA、アンチセンスDNA/RNA、アプタマー等)
1070	その他生体高分子(セルロース、リグニン、ポリフェノール等)
1080	抗体
1090	酵素
1100	細胞
1110	脂質、糖脂質
1120	組織
1130	代謝
1140	培養
1150	発生、分化、生殖、シグナル伝達
1160	微生物バイオ
1170	植物バイオ
1180	動物バイオ
1190	発酵(物質生産等)
1200	育種
1210	家畜
1220	食品(発酵食品、機能性食品含む)
1230	木材
1240	その他農芸化学
1250	バイオメティクス(生体模倣)(ナノテク・材料と共通)
1260	バイオセンサ
1270	バイオ素子
1280	バイオインフォマティクス、生体情報学
1290	リハビリテーション
1300	障害者支援
1310	老人介護、看護
1320	レーザー医療
1330	福祉工学・機器
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ナノテク・材料と共通)
1350	医用工学、バイオメカニクス
1360	人工臓器
1370	超音波診断
1380	非侵襲計測
1390	低侵襲治療
1400	磁気共鳴画像(MRI)、PET、画像診断
1410	医療用ロボット
1420	手術支援システム
1430	遠隔医療
1440	その他医用機器・装置(研究用含む)
1450	DNAチップ、バイオチップ
1460	イムノアッセイ
1470	生化学分析、臨床検査、バイオマーカー
1480	病原体、ウイルス、細菌
1490	バクテリオファージ
1500	ワクチン
1510	免疫
1520	アレルギー
1530	ストレス
1540	移植、再生
1550	感染症
1560	血液
1570	細胞移植
1580	再生医療、iPS/ES細胞、幹細胞
1590	循環器、高血圧、高脂血
1600	糖尿病、糖尿
1610	癌、腫瘍
1620	遺伝子治療
1630	個別化医療(テーラーメード医療)
1640	内科
1650	外科
1660	小児科
1670	神経、脳
1680	認知症
1690	老化
1700	骨粗鬆症
1710	栄養学
1720	薬学、医薬品
1730	分子標的薬
1740	ドラッグデリバリー
1750	グリーンバイオ、環境バイオ

【2. 情報通信】	
2010	ハイパフォーマンス・コンピューティング(スパコン、GPU)
2020	分散コンピューティング・グリッドコンピューティング
2030	クラウドコンピューティング
2040	ユビキタスコンピューティング
2050	サイバーフィジカルシステム
2060	人工知能、エージェント
2070	解析・評価、画像・文章・音声等認識
2080	データマイニング
2090	データ圧縮技術
2100	データベース
2110	シミュレーション
2120	ソフトウェア、論理プログラミング
2130	プログラミング言語
2140	暗号アルゴリズム、認証
2150	セキュリティ技術(監視、防御、署名等)
2160	GPS、GIS
2170	スマートセンサ情報システム
2180	コンピュータグラフィックス(3次元画像技術等)
2190	バーチャリアリティ、仮想現実
2200	通信方式、プロトコル
2210	光ネットワーク
2220	無線ネットワーク(マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波)
2230	セキュアネットワーク、高信頼性ネットワーク
2240	情報家電・ホームネットワーク
2390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(エネルギーと共通)
4355	半導体(ナノテク・材料と共通)
4360	化合物半導体、有機半導体(ナノテク・材料と共通)
2250	回路設計、LSI設計
2260	その他半導体デバイス
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(ナノテク・材料と共通)
2280	セキュアデバイス、スマートカード
5450	パワーエレクトロニクス、LSPデバイス(エネルギーと共通)
5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(エネルギーと共通)
2290	高性能レーザー、光源技術
2300	LED
2310	光デバイス(スイッチ、変調器、増幅器等)
2320	撮像デバイス、CCD
4365	EL、有機EL、高分子LED(ナノテク・材料と共通)
2330	その他デバイス
2340	ユニバーサルデザイン、ユーザビリティ
【3. 環境】	
3010	環境影響評価
3020	環境調和技術
3030	環境修復技術(バイオレメディエーション等)
3040	地球温暖化
3050	二酸化炭素固定化
3060	フロン代替材料
3070	大気汚染
3080	水質汚染
3090	土壌汚染
3100	有害化学物質(アスベスト等)
3110	有機塩素化合物(ダイオキシン等)
3120	重金属
3130	環境ホルモン
3140	エアロゾル
3150	室内空気汚染
3160	無害化技術
3170	排水処理技術(社会基盤と共通)
3180	廃棄物処理技術
3190	排ガス処理技術
3200	有機廃棄物
3210	放射性廃棄物
3220	電磁環境
3230	環境計測
3240	ライフサイクルアセスメント
3250	3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環
3260	エコデザイン
3270	エコマテリアル、生分解性材料
7080	地球環境変動・予測(社会基盤と共通)
7090	自然現象観測・予測(社会基盤と共通)
【4. ナノテク・材料】	
4005	物理(全般)
4010	力学
4015	電磁気学
4020	光学

4025	量子力学
4030	化学(全般)
4035	物理化学(電気化学、光化学 等)
4040	レオロジー(固体物性、液体物性 等)
4045	無機化学
4050	有機化学
4055	量子化学
4060	計算化学(材料設計、分子シミュレーション等)
4065	電気泳動
4070	ゾルゲル
4075	コロイド
4080	吸着、拡散
4085	分子間相互作用
4090	プラズマ
4095	超臨界
4100	表面、界面
4105	金属材料
4110	レアメタル、レアアース(代替技術を含む)
4115	ケイ素系材料
4120	無機化合物、金属化合物、セラミックス
4125	複合材料
4130	有機金属
4135	錯体、配位子
4140	有機材料、有機化合物
4145	イオン液体
4150	高分子、デンドリマー、超分子
4155	導電性高分子
4160	炭素材料(ダイヤモンド、黒鉛、炭素繊維)
4165	カーボンナノチューブ・フラーレン
4170	有機合成、化学合成
4175	不斉合成、不斉重合、不斉触媒、キラルフリー
4180	重合
4185	固相合成、表面化学反応
4190	マイクロリアクター、バイオリアクター
4195	触媒
4200	光触媒、光触媒反応
4205	冶金、粉末冶金
4210	コーティング(製造技術と共通)
4215	ナノコーティング
4220	物理蒸着(PVD)
4225	化学気相、化学蒸着(CVD)
4230	エピタキシー
4235	ドーピング
4240	イオン注入
4245	ナノインプリント、ナノエッチング、ナノソグラフィ
4250	液晶成長、液晶配向
4255	表面修飾
4260	薄膜成長
4265	繊維、ファイバー
4270	ナノファイバー
4275	シート、フィルム
4280	薄膜、超薄膜
4285	多孔質材料
4290	ナノポーラス材料
4295	微粒子
4300	超微粒子、ナノ粒子
4305	結晶、単結晶材料
4310	超格子材料
4315	液晶、液晶系材料
4320	自己組織化材料
4325	アモルファス、無定形、ガラス
4330	相転移
4335	機能性材料
4340	圧電材料(ピエゾ)
4345	熱電材料(ペルチェ、ゼーベック)
4350	電磁機能材料
4355	半導体(情報通信と共通)
4360	化合物半導体、有機半導体(情報通信と共通)
4365	EL、有機EL、高分子LED(情報通信と共通)
4370	超伝導材料
4375	誘電体、強誘電体
4380	磁性材料
4385	発光、蛍光
4390	構造色
4395	オプトエレクトロニクス材料(光ファイバー等)

4400	フォトニック結晶
4405	非線形光学材料
4410	形状記憶材料(合金、樹脂)
4415	物理・機械特性材料(力学、弾性、延性、靱性、脆性等)
4420	耐熱材料
4425	耐久性材料(腐食、防食、防汚等)
4430	潤滑材料(トライボロジー含む)
4435	吸着・交換材料(分子、イオン)
4440	分子認識材料
4445	自己修復材料
4450	傾斜機能材料
4455	膜分離、分離膜
4460	接合、接着(製造技術と共通)
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ライフサイエンスと共通)
1250	バイオミメティクス(生体模倣)(ライフサイエンスと共通)
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(情報通信と共通)
4465	マイクロマニピュレーション
4470	分子デバイス、ナノデバイス
4475	グリーンケミストリー
4480	非破壊検査
4485	電子顕微鏡
4490	走査プローブ顕微鏡、SFM、STM
4495	分光、スペクトロスコピー
4500	X線・電子線回折、中性子散乱
4505	放射光、電子サイクロトロン共鳴
4510	核磁気共鳴(NMR)
4515	電子スピニング共鳴(ESR)
4520	質量分析
4525	クロマトグラフィー
4530	精密計測
4535	レーザー・光計測
4540	近接場光
4545	表面プラズモン
4550	紫外光・自由電子レーザー
4555	イオンビーム
4560	標準物質
[5. エネルギー]	
5010	熱工学
5020	燃焼技術
5030	低温工学
5040	波力発電
5050	海流発電
5060	潮力発電
5070	海洋温度差発電
5080	塩分濃度差発電
5090	その他海洋エネルギー
5100	地熱、地熱利用、バイナリー発電
5110	タワース式太陽熱発電
5120	トラフ式太陽熱発電
5130	ディッシュ式太陽熱発電
5140	シリコン系太陽電池
5150	化合物系太陽電池
5160	有機系太陽電池
5170	その他太陽エネルギー
5180	洋上風力発電
5190	小型風力発電
5200	その他風力エネルギー
5210	木質バイオマス(ガス化含む)
5220	エタノール抽出
5230	自動車燃料(廃食用油由来)
5240	メタン精製(家畜等糞尿由来)
5250	水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)
5260	バイオエネルギー、炭化水素系燃料(メタン・メタノール等)
5270	バイオリファイナリー
5280	燃料改質
5290	石炭液化技術(CTL)
5300	石炭ガス化
5310	クラスレート(メタンハイドレート等)、オイルサンド
5320	天然ガス液体燃料化技術(GTL)等
5330	ジメチルエーテル(DME)
5340	シェールガス
5350	増進回収技術(EGR)
5360	増進回収技術(EOR)
5370	省エネルギー技術
5380	省エネ住宅・ビル
5390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(情報通信と共通)

5400	エネルギー変換技術
5410	エネルギー回収技術
5420	エネルギー輸送技術・発電技術
5430	トライジェネレーション
5440	超伝導エネルギー技術
5450	パワーエレクトロニクス、LSIデバイス(情報通信と共通)
5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(情報通信と共通)
5470	キャパシタ、電気二重層キャパシタ
5480	燃料電池
5490	熔融炭酸塩形燃料電池(MCFC)
5500	固体高分子形燃料電池(PEFC)
5510	ヒートポンプ、ペルティエ素子
5520	ヒートパイプ
5530	内燃機関
5540	タービン、ガスタービン、マイクロガスタービン
5550	コージェネレーション、コンバインドサイクル発電
5560	分散型エネルギーシステム
5570	廃熱利用、冷熱利用
5580	蓄熱
5590	冷凍技術
5600	負荷平準化
5610	充電方式(非接触給電等)
5620	バッテリー
5630	電気自動車
[6. 製造技術]	
6010	設計技術
6020	ライフサイクル設計
6030	組立技術
6040	機械制御
6050	機械力学、機械要素
6060	破壊力学
6070	化学装置、化学工学
6080	高圧技術
6090	真空技術
6100	流体技術
6110	油圧、空圧
6120	アクチュエータ
6130	プラント
6140	品質管理
6150	劣化予測・診断
6160	CAD、CAM、CAE、CAT
6170	ロボット(マニピュレーション等)、NC(数値制御)
6180	ロボット(2足歩行、コンピュータビジョン)
6190	生産システム・管理
6200	製造技術(自動化、IMS、CIM等)
6210	バイラテラル制御
6220	自律移動制御
6230	振動制御
6240	可視化
6250	エッチング
6260	メッキ(電解・無電解)
6270	リソグラフィ
6280	塗装
6290	溶射
4460	接合、接着(ナノテク・材料と共通)
4210	コーティング(ナノテク・材料と共通)
6300	熱処理
6310	その他表面処理
6320	切削加工
6330	放電加工
6340	レーザー加工
6350	プラズマ加工
6360	微細・精密加工
6370	半導体微細加工
6380	圧延
6390	成形加工(金属材料)
6400	成形加工(樹脂、ゴム等)
6410	型技術、金型
6420	鋳造、鍛造
6430	溶接

[7. 社会基盤]	
7010	ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
7020	国際標準(ISO等)
7030	感性工学
7040	ユーザビリティ
7050	安全工学
7060	リスク管理
7070	都市防災
7080	地球環境変動・予測(環境と共通)
7090	自然現象観測・予測(環境と共通)
7100	建築
7110	コンクリート技術
7120	自然災害
7130	地震対策
7140	地すべり学
7150	土木工学
7160	河川工学
7170	水理学
7180	国土開発・国土整備
7190	地域計画
7200	交通需要管理
7210	地上交通システム(ITS、AHS)
7220	海上・航空交通
7230	都市整備、環境
7240	上下水道
3170	排水処理技術(環境と共通)
7250	水資源、淡水化
7260	地域農業、農村計画
7270	農地利用
7280	造園、造林
7290	土壌改良
7300	森林保護
[8. フロンティア]	
8010	宇宙科学、宇宙工学
8020	地球科学
8030	地質学
8040	気象学
8050	海洋科学・資源
8060	航空技術
8070	ロケット、人工衛星
8080	衛星通信
8090	微小重力
[9. 社会科学]	
9010	技術戦略、事業戦略、経営戦略、マーケティング
9020	技術経営(MOT)、技術マネジメント
9030	研究開発マネジメント、製品開発マネジメント、事業開発マネジメント
9040	イノベーション、技術革新、産業技術競争力
9050	技術経営モデル、ビジネスモデル
9060	産業財産権、特許
9070	ブライアンズ、コンソーシアム、産学連携、産官連携、官産連携、官産連携
9080	起業、ベンチャー
9090	産業クラスター、地域クラスター、地域産業構造
9100	技術移転、技術移転機関(TLO)

専門学術分野キーワード

	<電気・機械関連>		<化学関連>		<農学関連>
101	エレクトロニクス実装学会	301	化学工学会	501	日本植物学会
102	静電気学会	302	高分子学会	502	日本植物細胞分子生物学会
103	電気化学会	303	触媒学会	503	日本植物病理学会
104	電気学会	304	石油学会	504	日本植物生理学会
105	電気設備学会	305	石油技術協会	505	日本農芸化学会
106	電子情報通信学会	306	セルロース学会		
107	日本リモートセンシング学会	307	繊維学会		
108	プラズマ・核融合学会	308	日本化学会		<建設関連>
109	計測自動制御学会	309	日本吸着学会	601	地盤工学会
110	システム制御情報学会	310	日本ゴム協会	602	土木学会
111	自動車技術会	311	日本生化学会	603	日本音響学会
112	精密工学会	312	日本接着学会	604	日本建築学会
113	砥粒加工学会	313	日本分子生物学会	605	日本コンクリート工学協会
114	日本機械学会	314	日本分析化学会	606	日本地震学会
115	日本顕微鏡学会	315	日本ペプチド学会	607	日本都市計画学会
116	日本高圧力学会	316	日本放射光学会		
117	日本航空宇宙学会	317	有機合成化学協会		
118	日本熱物性学会				
119	日本燃焼学会				<情報関連>
120	日本冷凍空調学会		<医学・バイオ関連>	701	映像情報メディア学会
121	日本ロボット学会	401	日本アレルギー学会	702	情報処理学会
122	溶接学会	402	日本医学放射線学会	703	日本ソフトウェア科学会
123	レーザー学会	403	日本育種学会	704	日本バーチャルリアリティ学会
124	日本トライボロジー学会	404	日本遺伝学会	705	人工知能学会
		405	日本遺伝子治療学会		
		406	日本ウイルス学会		
	<材料・物理関連>	407	日本エアロゾル学会		<エネルギー・環境関連>
201	軽金属学会	408	日本衛生学会	801	エネルギー・資源学会
202	資源・素材学会	409	日本癌学会	802	資源エネルギー学会
203	ナノ学会	410	日本癌治療学会	803	水素エネルギー協会
204	日本液晶学会	411	日本外科学会	804	日本エネルギー学会
205	日本希土類学会	412	日本獣医師会	805	日本ガスタービン学会
206	日本金属学会	413	日本再生医療学会	806	日本原子力学会
207	日本結晶学会	414	日本細胞生物学会	807	日本太陽エネルギー学会
208	日本材料学会	415	日本磁気共鳴医学会	808	日本風工学会
209	日本セラミックス協会	416	日本循環器学会	809	日本風力エネルギー協会
210	日本塑性加工学会	417	日本神経回路学会	810	環境科学会
211	日本鑄造工学会	418	日本神経科学学会	811	環境資源工学会
212	日本複合材料学会	419	日本人工臓器学会	812	環境バイオテクノロジー学会
213	日本膜学会	420	日本人類遺伝学会	813	空気調和・衛生工学会
214	表面技術協会	421	日本整形外科学会	814	大気環境学会
215	プラスチック成形加工学会	422	日本生態学会	815	日本気象学会
216	粉体工学会	423	日本生物工学会	816	日本水環境学会
217	粉体粉末冶金協会	424	日本生物物理学会	817	水文・水資源学会
218	無機マテリアル学会	425	日本生理学会	818	日本地熱学会
219	日本 MRS	426	日本蛋白質科学会	819	廃棄物学会
220	日本レオロジー学会	427	日本超音波医学会		
221	応用物理学会	428	日本糖質学会		
222	低温工学・超電導学会	429	日本透析医学会		<その他>
223	低温工学協会	430	日本内科学会	901	研究・技術計画学会
224	日本応用磁気学会	431	日本脳神経外科学会	902	日本海洋学会
225	日本伝熱学会	432	日本バイオマテリアル学会	903	ゼオライト学会
226	日本物理学会	433	日本発生物学会	904	日本経営工学会
227	日本分光学会	434	日本微生物生態学会	905	日本食品科学工学会
228	物理探査学会	435	日本病理学会	906	日本水産学会
229	日本 AEM学会	436	日本免疫学会	907	日本生産管理学会
230	日本鉄鋼協会	437	日本薬学会	908	日本地球化学会
231	炭素材料学会	438	日本薬理学会	909	日本畜産学会
		439	日本リハビリテーション医学会	910	日本地質学会
		440	日本リハビリテーション工学協会	911	日本天文学会
		441	日本レーザー医学会	912	日本土壌肥料学会
		442	バイオインダストリー協会	913	日本人間工学会
		443	バイオメカニズム学会	914	日本表面科学会
		444	日本細菌学会	915	日本油化学会
		445	日本エム・イー学会	916	腐食防食協会
		446	日本 DDS学会		
		447	日本生化学会		